

あさみ会報

あさみまちづくり協議会
準備委員会広報誌
発行責任者・田村 正
松阪市大宮町 209-4
朝見地区市民センター内
電話 0598-51-5643
2006.06.09 発行
第 6 号



「体」というのは、運営委員会に申請し、承認を受けた団体とする。

合につき、臨時総会を開催することができる

(役員会)

選によるものとする。役員会は、協議会全体を統括する立場から、企画推進委員会や各団体からの意見や要望を受け、運営委員会や総会に提出する

選出された役員は、前任者の任期期間とする。役員会は、必要に応じて、運営委員会の承認を得て、相談役・顧問を置くことができる。

3 協議会の役員を推薦すること
4 役員会・企画推進委員会の提言を受け、協議し、運営委員会の過半数の賛同を得た事案についての推進に関すること。

朝見まちづくり協議会会則 (案)

(名称)

第一条、本会は、朝見まちづくり協議会(以下「協議会」と称する。

(目的)

第二条、協議会は、朝見地区における共通の願いの実現や問題解決を図ると共に、将来の朝見の在りたい姿の具現化に向け、住みよく、希望が持てる地域社会の構築を目指し、自ら考え自ら立ち向かう地域活動を行うことを目的とする。

(会員)

第三条、協議会は、朝見地区に居住する住民及び朝見地区で事業活動を展開する団体・事業所等を会員とする。

第四条

協議会の構成員となる団体・事業所(以下「構成員

(組織構成及び会議)

第五条、協議会は、第3条で定めた会員によって構成され、総会・役員会、運営委員会、企画推進委員会、参与会、部会及び各種団体を以って組織し、それぞれにおいて会議を行う。

(総会)

第八条、総会は、協議会の最高議決機関であり、毎年1回これを開催し、次のことを議決する。なお、運営委員会において運営委員の過半数が必要と認められた場

合につき、臨時総会を開催することができる

1. 事業計画および事業報告に関すること

2. 予算の決定および決算の承認に関すること

3. 役員会の承認

4. 規約に関すること

5. その他、協議会の運営や重要事項の決定に関すること

総会は、代議員制で行い、代議員の過半数の出席によって成立する。なお、出席できない代議員は、その権限の行使を他の代議員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、議長に委任したものとみなす。代議員についての規定は、細則①に示すとおりである。

第十条

総会の決議に付いては、代議員の過半数を以って決する。但し、可同数の場合は、議長がこれを決する。

第十一条

総会の議長および副議長は、代議員互

第十二条

役員会は、協議会全体を統括する立場から、企画推進委員会や各団体からの意見や要望を受け、運営委員会や総会に提出する

第十三条

協議会には、次の役員を置く。

第十四条

役員会は、会長が必用と認める都度開催する。

第十五条

役員会は、会長、副会長、書記、会計、正副運営委員長、企画推進委員長、事務局長を以って構成する。

第十六条

役員は、協議会に

(運営委員会)

第十九条、役員会は、重要事項の決議において緊急を要する場合に限り、案件を運営委員会に送り、合意を得て、執行することができる。但し、その経過と結果については、総会で報告するものとする。

第二十条

運営委員会は、次のことを協議し、協議会の推進役としてその任に当たる。

第二十一条

1. 各部会から出された事業計画・予算および決算、重要事項について

第二十二条

協議会の調整に関すること

第二十三条

新しい部の設置および現在ある部の廃止についての検討・承認に関すること

第二十四条

協議会の推進役としてその任に当たる。

第二十五条

必要に応じて運営委員会を召集することができる。

災害時協力企業紹介コーナー

- (大宮田) 茂谷工務店・珍田木材有限会社・大徳建設株式会社・上川運送株式会社(下見) 東部建設株式会社(朝田) 株式会社北川鉄工建設(佐久米) 小林ファームライスセンター(立田) 宝山石油株式会社・株式会社伊勢クレーン・荒木田製材所・中尾木材有限会社・株式会社ミック・鍛冶善建設有限会社(古井) 有限会社松井工務店・神産業有限会社・エムエフマツト有限会社・岡田園芸・株式会社サンカ機工(新屋敷) 共同クレーン(上七見) 鈴木為郎農産・御橋本電機・地球に優しい奥村農産(和屋) ススキ産機有限会社・溝口土建・井上組・有限会社安達建設



(企画推進委員会)

第三三条、企画推進委員会は、協議会の諮問機関として、朝見地区全体の見地から、将来在りたい朝見の姿を模索し提言を行う。

第二四条、企画推進委員の人数は十名程度とし、役員会の委嘱により決定される。

第二五条、企画推進委員会には、委員長・副委員長各1名を置き、企画推進委員会の開催については企画推進委員長がこれを召集する。

(参加会)

第二六条、参加会は自治会長経験者によって構成され、その経験を生かし、まちづくりの推進について、積極的な支援・助言を行う。なお、参加会の構成については、細則②に従う。

(部会)

第二七条、部会は以下の7部会とする。

1. 防災部会 (消防団・自主防災隊等)
2. 防犯部会 (交通安全協会等)

(事業)

3. 福祉部会 (民生児童委員会・ボランティア団体等)

4. 公民館部会 (体育委員会・文化委員会・高齢者学級委員会・趣味クラブ等)

5. 青少年育成部会 (青少年育成協議会等)

6. 地域環境部会 (地域づくり推進委員会・自治会・OB会・土地改良区総代会等)

7. 専門部会 (自治会・寿会・朝見幼小PTA等)

第二八条、各部会は各団体の連携を図り、事業の達成に努める。

第二九条、部会には部長・副部長・会計を、専門部会にはそれぞれ別の団体に代表・会計を置き、部長及び代表は運営委員会に出席する。

第三十条、部会の数については、運営委員会の承認のもと、増減することがある。

(事務局)

第三一条、協議会の事務局は、朝見地区市民センターに置く。

第三二条、事務局には、事務局長と事務局員若干名を置く。

第三三条、事務局長は役員により推薦され、総会により決定される。

第三四条、協議会は、第2条の目的達成のため、朝見地区自治会及び各種団体と協力して次の事業を行う。

1. 朝見地区の共通の願い・問題等について、協議学習し、その解決に努めること。
2. 住民の健康と福祉の増進、安全・安心で快適な生活環境の実現を図ること。
3. 住民相互の情報交換並びに交流・親睦を高めること。
4. 青少年の健全育成に関すること。
5. 公民館活動の推進・スポーツ振興や文化の向上に関すること。
6. 各町の自治会や各種団体の活動の活性化および連絡協調に関すること。
7. 地域産業の活性化及び自然環境の保全並びに創造に関すること。
8. その他、協議会の目的達成のため必要なこと。

(会計)

第三七条、協議会の経費は、助成金、会費、寄付金、および松阪市からの委託金等の収入をこれに充てる。

第三八条、各部会等の事業計画に伴う予算の配分については、運営委員会において各部会等の要求を調整し、決定し、総会にて承認を得る。

第三九条、事業計画に伴う収支予算および事業実績に伴う収支決算については、運営委員会において

第三五条、協議会に所属する団体および部会は、事業計画を作成し、運営委員会に提出する。なお、事業計画は総会の承認を以て確定するものとする。

第三六条、事業の実施については、地域住民の参加・参画が得られるように広報活動等に努める。また、事業を実施したときには、事業の結果を総括し、次年度に資するものとする。

(細則)

① 代議員は、総会において運営委員会が提案する議案を審議し、議決する。代議員の定数については、各町の個数が50戸以下は5人、51戸〜100戸以下が7人、101戸以上が10人とし、各町より選出される。

② 参加会は当該年度以前の2年間に自治会長を経験した者によって構成される。

(附則)

この会則は、平成十八年八月四日から施行する。

規約に關しまして、ご意見などございましたら、下記事務者までご連絡下さい。朝見市民センターポストもあります。

市長と語る 市政懇談会開催

平成十八年五月三十一日朝見小学校体育館にて、東部管内六地区が集って開催された。始に下村猛市長から挨拶の後、事前に質問書が出されていた朝見地区から回答する形式で質疑応答があった。朝見地区は①まちづくりについて②道路整備③団塊の世代の時代④少子化問題⑤調整区域や地域振興⑥地域環境整備など多くの質疑がなされた。120名からの参加者があり盛大に終了した。



第六回まちづくり準備委員会開催!

平成十八年六月二日朝見市民センターにて開催。田村正会長挨拶のあと規約に付いて検討・協議した。設立についてスケジュール表を元に具体的に検討がなされ、各部門の検討がなされた。これにより八月設立総会・式典の概要を決めた。細部にわたっての検討は運営企画会などで更に煮詰めていくことになった。



まちづくり準備委員会では、総会・式典の準備をする女性事務スタッフを募集しています。パソコンを使っただけの仕事が多くなりますが、家に持ち帰っても出来る仕事です。是非、この機会に「まちづくり」にご協力下さい。連絡は朝見市民センター 51-5643 or まちづくり室 52-0007 へお問い合わせ下さい。